

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月30日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第169号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第3備考9及び別表第4備考2中「指定国立療養所等」を「指定医療機関」に改める。

別表第5備考以外の部分中「児童居宅介護」を「居宅介護，行動援護及び外出介護」に，「児童短期入所」を「短期入所」に改め，同表備考5中「児童居宅介護のうち」を削り，「（知的障害により行動上著しい困難を有する障害児であって常時介護を要するものにつき，当該障害児が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護及び外出時における移動中の介護等をいう。）」を「及び外出介護」に改め，同備考7中「児童短期入所」を「短期入所」に改める。

別表第6備考以外の部分を次のように改める。

区分	徴収額（月額）									
	3歳未満の児童の場合の基準額					同一世帯から2人以上入所している場合における2人目の児童についての加算額				
	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
B	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
C1	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
C2	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
D1	10,900	11,500	12,100	12,800	13,400	5,400	5,700	5,800	5,900	6,000
D2	14,400	15,200	16,000	16,900	17,700	6,600	6,700	6,800	6,900	7,000
D3	17,900	18,900	20,000	21,000	22,100	7,900	8,200	8,300	8,500	8,700
D4	25,100	26,500	28,000	29,500	31,000	10,200	10,700	10,800	11,000	11,200
D5	33,700	35,600	37,600	39,600	41,600	12,800	13,300	13,400	13,600	13,800
D6	39,300	41,600	43,900	46,200	48,500	16,800	17,500	17,700	18,100	18,300
D7	44,400	47,000	49,600	52,200	54,800	18,200	19,000	19,200	19,400	19,600
D8	49,000	51,800	54,700	57,600	60,500	19,800	20,300	20,400	20,600	20,800

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市児童福祉施設措置費等徴収規則別表第5及び別表第6の規定は、平成18年4月分の児童福祉法第51条第2号、第4号及び第4号の2に掲げる費用の徴収額（以下「徴収額」という。）から適用し、同年3月分までの徴収額については、なお従前の例による。

(保健福祉局子育て支援部保育課)